

【行橋市観光物産情報コーナー愛称募集要項】

●趣旨

JR 行橋駅構内にある、観光案内・物産店の“行橋市観光物産情報コーナー”が昨年 12 月にリニューアルオープンしました。そこで、より多くの方に親しんで訪れていただけるように、この度、“愛称”を募集することになりました。一度行橋市観光物産情報コーナーにお越しいただき、行橋らしく親しみやすい愛称を募集します。みなさんのご応募をお待ちしています。

●募集締切

平成 29 年 2 月 22 日（水） ※必着

●愛称の使用目的

行橋市観光協会の事業や広報におけるポスターなど各種印刷物、ホームページなどのウェブ媒体、会員証等、さまざまな用途に使用します。

●応募方法

・所定の応募用紙に記入の上、郵送、FAX、メールによりご応募ください。お一人様 2 点までとし、自作、未発表のものに限ります。

※応募用紙は行橋市観光物産情報コーナーで配布、また行橋市観光協会のホームページに掲載します。

●応募資格

不問（年齢等は一切問いません）

●賞品

・採用名称の応募者 1 名に行橋市の特産品を進呈します。また、応募者から抽選で 2 名の方にも特産品をプレゼントします。

●選考方法

行橋市観光協会にて選考の上、当協会のホームページ等で採用名称を発表します。

●選考基準

1. 行橋市観光物産情報コーナーにふさわしい名称であること
2. 印象に残りやす愛称であること
3. 親しみやすい愛称であること

※審査基準で“ゆくはし”を連想できる名称が、審査上の加点となる場合があります。

●結果発表

平成 29 年 3 月初旬頃予定、ホームページにて掲載予定

●応募にあたっての注意事項

- 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- 採用名称を使用する場合、名称の一部を修正することがありますので、ご了承ください。
- 採用名称の一切の権利は、行橋市観光協会に帰属します。
- 採用名称に関する著作権（著作権法第 27 条、28 条を含む一切の権利）・商標権・使用权・商品化権等の知的財産権の一切の権利は、行橋市観光協会に帰属するものとします。
- 応募された愛称は、未発表かつ自作によるオリジナルのもので、第三者の著作権、商標権、その他の法律上保護される一切の権利を侵害しないものに限ります。万が一、第三者から権利侵害などの提起が発生した場合、応募者の責任と費用でその解決にあたるものとします。
- 採用にふさわしい愛称がなかった場合には、「採用愛称なし」とする場合があります。
- 不採用の通知は行いません。また選考に関するお問い合わせには一切応じられません。
- 応募愛称が規定に反している場合、またすでに発表されている酷似した愛称があることが判明した場合には、入賞決定後でも受賞を取り消すことがあります。またその場合には、その他の応募愛称の中から再選考を行います。
- 受賞者については氏名を公表します。採用された応募者は、ホームページや市報等に公表する予定です。個人情報（氏名等）の公表を望まない方は、その旨を応募用紙に記載してください。
- 応募された時点で、この募集要項に同意したものとします。
- 応募者の個人情報については、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用します。応募者本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
- 本規定に定めのない事項については、行橋市観光協会会長の判断により決定します。

●お問い合わせ先・応募先

行橋市観光協会事務局

電話・FAX：0930-25-0086

Mail：office@yukuhashi-guide.jp